

上下水道料金システム（水道標準P F）構築業務委託  
公募型プロポーザル提案依頼書

令和6年11月  
高岡市上下水道局

## 目次

|                                               |    |
|-----------------------------------------------|----|
| 1. 提案依頼の概要 .....                              | 1  |
| (1) はじめに .....                                | 1  |
| (2) 基本事項 .....                                | 1  |
| (3) 基本理念 .....                                | 1  |
| (4) 事業全般に係る期待効果 .....                         | 2  |
| (5) 新料金システムによる期待効果 .....                      | 3  |
| 2. 旧システムの概要 .....                             | 4  |
| (1) 現行システム（旧システム）稼働、運用及び関係事項 .....            | 5  |
| (2) データ抽出業務 .....                             | 6  |
| 3. その他留意事項 .....                              | 6  |
| (1) 簡易台帳アプリケーション（水道標準プラットフォーム）の利用状況について ..... | 6  |
| (2) 水道スマートメーター（電力スマートメーター通信網） .....           | 6  |
| (3) eLTAX の活用（公金収納のデジタル化） .....               | 6  |
| (4) 料金体系に対する考え .....                          | 7  |
| (5) 遅延損害金、延滞金、還付加算金等に対する考え .....              | 7  |
| (6) 付随する各種手数料に対する考え .....                     | 7  |
| (7) 下水道受益者負担金関係業務に対する考え .....                 | 7  |
| (8) 給排水工事関連業務に対する考え .....                     | 7  |
| (9) 消費税申告における備忘価額の対応 .....                    | 8  |
| 4. 企画提案書等の作成 .....                            | 8  |
| (1) 作成書類 .....                                | 8  |
| (2) 一般事項等 .....                               | 8  |
| (3) 編冊方法等 .....                               | 9  |
| (4) 企画提案書（様式第 8 号）作成要領 .....                  | 9  |
| (5) 業務工程回答書（様式第 9 号）作成要領 .....                | 9  |
| (6) 機能等要求回答書（様式第 10 号）の作成要領 .....             | 10 |
| (7) 参考見積書（様式第 11 号）作成要領 .....                 | 12 |
| (8) イニシャル費用内訳書（様式第 12 号）作成要領 .....            | 13 |
| (9) ランニング費用内訳書（様式第 13 号）作成要領 .....            | 15 |
| 5. 企画提案書の提案内容 .....                           | 17 |
| (1) 一般事項 .....                                | 17 |
| (2) システム機能事項 .....                            | 19 |
| (3) 特記提案事項 .....                              | 22 |
| 6. 1 次審査（デモンストレーション、質疑応答）の詳細 .....            | 23 |
| (1) 通知方法 .....                                | 23 |
| (2) 実施目的 .....                                | 23 |
| (3) 実施日時 .....                                | 23 |

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| (4) 実施場所 .....                    | 24 |
| (5) 出席人数 .....                    | 24 |
| (6) 機材等 .....                     | 24 |
| (7) 審査方法 .....                    | 24 |
| (8) 追加質疑 .....                    | 25 |
| 7. 2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）の詳細 ..... | 25 |
| (1) 通知方法 .....                    | 25 |
| (2) 実施日時 .....                    | 25 |
| (3) 実施場所 .....                    | 25 |
| (4) 出席人数 .....                    | 25 |
| (5) 機材等 .....                     | 25 |

## 別添資料

(資料A) 水道情報活用システム（上下水道料金システム）導入事業概要

(資料B 1) 料金徴収等包括的業務委託について

(資料B 2) 水道開閉栓受付インターネット受付システムについて

(資料B 3) 水道料金検針時同時漏水調査について

(資料C) 上下水道料金システムに係る現状

(資料D) 業務量（決算値）

(資料E 1) 料金関連業務サイクル表

(資料E 2) 上下水道料金システム業務予定表

(資料E 3) 下水道受益者負担金徴収スケジュール

(資料F 1) コンビニ収納フロー

(資料F 2) 過誤納金処理フロー

(資料F 3) 給水停止フロー

(資料G 1) 算出パターン（水道料金）

(資料G 2) 算出パターン（工業用水道料金）

(資料G 3) 算出パターン（下水道使用料）

(資料G 4) 算出パターン（マンション・アパート等）

(資料G 5) 算出パターン（特殊案件）

(資料H) 償還パターン（水洗便所改造資金貸付基金）

(資料I 1) 本庁舎（営業所）見取り図

(資料I 2) 上関庁舎見取り図

(資料J) ネットワーク配線図面

(資料K 1) 現行システム（旧料金システム）機能一覧

(資料K 2) 現行システム（旧料金システム）カスタマイズ一覧

(資料K 3) 現行システム（旧料金システム）事業別階層区分表

(資料K 4) 現行システム（旧料金システム）コード表

(資料K 5) 現行システム（旧料金システム）使用帳票一覧

(資料L 1) 現行補助システム (全 Access) 使用帳票一覧

(資料L 2) 現行補助システム (検索システム) 概要

(資料L 3) 現行補助システム (集計表作成システム) 概要

(資料L 4) 現行補助システム (井戸下水お知らせシステム) 概要

(資料L 5) 現行補助システム (口座振替依頼書作成システム) 概要

(資料L 6) 現行補助システム (高岡市役所分データ作成システム) 概要

(資料L 7) 現行補助システム (口座振替不納通知作成システム) 概要

(資料L 8) 現行補助システム (短期使用者抽出システム) 概要

(資料L 9) 現行補助システム (給水停止執行システム) 概要

(資料L 10) 現行補助システム (検針順一覧作成システム) 概要

(資料L 11) 現行補助システム (口座振替件数確認システム) 概要

(資料L 12) 現行補助システム (算出結果確認システム) 概要

(資料L 13) 現行補助システム (メーター検満システム) 概要

(資料L 14) 現行補助システム (未調定者抽出システム) 概要

(資料L 15) 現行補助システム (料金センター窓口収納分管理システム) 概要

(資料L 16) 現行補助システム (コンビニ収納集計システム) 概要

(資料L 17) 現行補助システム (外部照会回答文書作成システム) 概要

(資料L 18) 現行補助システム (水使用上位者抽出システム) 概要

(資料L 19) 現行補助システム (公衆浴場使用者確認システム) 概要

(資料L 20) 現行補助システム (合流地区消雪水量算出システム) 概要

(資料L 21) 現行補助システム (下水各種集計システム) 概要

(資料M) ビジネス IB 関係説明資料

(資料N) ゆうちょ Biz ダイレクト関係説明資料

(資料O 1) CNS (コンビニ収納) 関係説明資料

(資料O 2) CNS (スマホ収納) 関係説明資料

(資料P) Web 口座振替受付サービス関係説明資料

(資料Q) データ抽出業務 (予定仕様) について

(資料R) 水道標準プラットフォームの利用状況について

(資料S 1) 水道スマートメーター検針サービス提供業務委託について

(資料S 2) Iot 用通信回線サービス約款 (抜粋版)

(資料T 1) eLTAX サービス関係説明資料①

(資料T 2) eLTAX サービス関係説明資料②

(資料U) 料金体系等に関する説明資料

(資料V) 高岡市上下水道局が取り扱う主要債権の整理

(資料W) 高岡市上下水道局が取り扱う手数料の整理

(資料X 1) 下水道受益者負担金概要

(資料X 2) 下水道受益者負担金徴収スケジュール

(資料X 3) 下水道受益者負担金システム (現行システム) 仕様

(資料Y 1) 給排水工事関連業務の現状

(資料Y 2) 給水装置工事関係業務フロー

(資料Y 3) 排水設備工事関係業務フロー

(資料Z) 備忘価額に関する説明資料

## 1. 提案依頼の概要

### (1) はじめに

この提案依頼書は、高岡市上下水道局（以下「局」という。）が委託する「上下水道料金システム（水道標準PF）構築業務委託（以下「本業務」という。）」について、新たな上下水道料金システムの構築、構築後の運用保守、システムを活かした将来的な展望等を示し、「上下水道料金システム（水道標準PF）構築業務委託公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）」の規定事項に加え、定め、示すものである。

### (2) 基本事項

実施要領に基づき、参加し、提案する者（以下「提案者」という。）は、提案依頼書をはじめとして、関係する資料等の趣旨、内容を深く理解し、「上下水道料金システム（水道標準PF）構築業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」等を満たした実施要領に基づく提案（以下「本提案」という。）をすること。

### (3) 基本理念

#### ① 高岡市の基本理念

局は、「蛇口をひねれば、水道から水が出る」、「水を流せば、下水道が処理してくれる」という「あたりまえ」を未来に継続するため、「市民とともに 未来へつなぐ 信頼の上下水道」を基本理念に、「安全（安全で快適な上下水道）」、「強靱（強靱な上下水道の構築）」、「持続（上下水道サービスの持続性の確保）」の三つのキーワードを基本方針に掲げ、水道事業、工業用水道事業、下水道事業（公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水処理事業）に鋭意取り組んでいる。

#### ② 全国的な水道事業の現状

全国的な水道事業の現状として、人口減少による水需要の減少による料金収入の減少の一方、水道施設の老朽化に伴う更新需要の増大、耐震化への対応、加えて職員数の減少といった課題に直面しており、将来にわたり安全な水の安定供給を維持していくためには、水道の基盤強化を図ることが必要となってきた。

#### ③ 改正水道法等による広域化の推奨



昨今の情勢を鑑み、令和元年に施行された改正水道法では、法の目的を「水道の計画的な整備」から「水道の基盤強化」に改め、広域連携の推進、適切な資産管理、官民連携の推進などの、水道の基盤を強化するための基本的な方針が示された。そのような取り巻く環境の変化による課題解決のため、令和5年3月に富山県にて策定した「富山県水道広域化推進プラン」において、富山県西部6市（高岡ブロック及び砺波ブロック）での広域化及び水道用水供給事業を含めた広域化を検討することについて記載がなされた。

#### ④ 水道情報活用システムの活用

国（旧厚生労働省、現国土交通省）においては、「水道情報活用システム（水道事業者等が有する水道に関する設備、機器に係る情報や、事務系システムが扱うデータを横断的かつ柔軟に利活用できる仕組み（「水道情報活用システム導入の手引き」（平成31年4月経済産業省商務情報政策局情報産業化、厚生労働省医薬・生活衛生局水道課）より引用）という。）」でのデータ利活用により、異なる水道事業体間のデータ連携、利活用を促進し、水道事業の広域化やコスト削減を支援する制度を構築している。

#### ⑤ 水道標準プラットフォームの利用

局としては、現在、稼働及び運用している上下水道料金システム（以下「旧料金システム」という。）を、国が推奨する「水道標準プラットフォーム（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構が公開し、水道情報活用システム標準仕様研究会によって最新版として管理（公開）されている「水道情報活用システム標準仕様書」に基づき、水道事業体向けに開発されたクラウドサービスのことをいう。）」を活用した新たな上下水道料金システム（以下「新料金システム」という。）として、再構築したいと考えている。また、新料金システムをはじめ、その他の情報システムにおいても近隣事業体（富山県西部6市等）が所有するシステムとの共同構築又は共同利用を促進し、広域連携を加速させ、持続可能な上下水道事業の実現を目指したいと考えている。

### (4) 事業全般に係る期待効果

#### ① 上下水道一体の推進

国（旧厚生労働省、現国土交通省）においては、水道整備及び管理行政にあって、社会資本の整合的な整備に関する知見等の活用による水道の基盤強化等の観点から、水道法等による権限を「厚生労働大臣」から「国土交通大臣」に移管（省庁移管）した。それにより、水道事業に係る国の支援制度の移管も行われ、各事業体に対しても、より上下水道事業一体での効率化及び基盤強化の取り組みを強力に進め、効率的で持続的な上下水道事業を実現することを求めている。

提案者は、本業務が上下水道事業一体での、基盤強化等の一助になるような本提案に努めること。

#### ② DXの推進

本業務は、国（旧厚生労働省、現国土交通省）の支援する「上下水道DX推進事業（上下水道一体効率化・基盤強化推進事業）」として、「水道情報活用システム

導入支援事業」の取り組みを目指すものであるが、局としては、さらなる先端技術の活用により事業の効率化や付加価値の高い水道サービスの実現を図りたく、DXの推進、先端技術を活用した施策の実現を果たしたいと考えている。新料金システムと関連して、局が新たな「上下水道 DX 推進事業」の施策として、将来的に「水道情報活用システムを除くその他 IoT 技術等を用いるもの（その他 IoT）」、「IoT 技術等を用いない新技術を用いるもの（新技術）」といった分野での国からの支援を受けられるような有益な提案に積極的に努めること。

### ③ 発展的な広域化

国（旧厚生労働省、現国土交通省）が平成 25 年 3 月に定めた「新水道ビジョン」において、「発展的な広域化による連携推進」に関する提言がなされ、具体的には、「理想的な広域化の枠組みについて、流域単位での連携など、地域の特性を考慮して設定しつつ、施設の共同整備や人材育成等の幅広い観点から、水道事業の持続性が確保できる規模を想定するなど、多面的な配慮により検討が進められるべきである。」と提唱されている。また、局としても、国（旧厚生労働省、現国土交通省）の提言、提唱する※3「発展的な広域化による連携推進」を踏まえ、「広域化」の検討を行ってきたところである。そのような中、「上下水道料金システム」の再構築に際し、さらなる「広域化」への道が開くことを期待している。

提案者は、本提案に際しては、概念にとらわれない、可能性に満ちた発展性のある提案に努めること。

#### ●発展的な広域化による連携推進

- ・「広域化検討の枠組みにおいて、事業の持続性が確保できるよう、多面的配慮を」
- ・「これまでの広域化の形態にとらわれない多様な連携方策を」
- ・「人材・施設・経営の各分野において、既存の枠組みにとらわれない発展的な連携を」

### (5) 新料金システムによる期待効果

#### ① 将来的な広域連携イメージ

局としては、新料金システムの「水道標準プラットフォーム」化に際し、直接的な業務効率化が図られることは当然だが、将来的な「広域化の推進」及び「広域連携の加速」を最大の目的にしており、「水道情報活用システム」を活用した広域連携基盤の構築を目指している。

提案者においては、「(資料A)水道情報活用システム(上下水道料金システム)導入事業概要」を基本とした上で、提案内容を検討し、局としてより良い新たな広域化の方向性を検討できるよう有益な本提案を行うこと。また、広域連携の波及とともに、段階的なライフサイクルコスト等の削減化（効率化）が果たされていくことをイメージするとともに、目先の部分ではない部分（将来的な要素）を意識した本提案をとすること。

#### ② 料金徴収等包括的業務委託への活用



「上下水道料金システム」は、局の職員だけでなく、局が委託している「料金徴収等包括的業務委託」の受託者の業務従事者も使用するものであり、局の職員よりも多くの業務従事者が使用している。このことから、そのような局の委託状況を踏まえた新料金システムである必要がある。

提案者においては、「(資料B 1) 料金徴収等包括的業務委託について」、「(資料B 2) 水道開閉栓受付インターネット受付システムについて」及び「(資料B 3) 水道料金検針時同時漏水調査について」を基本とした上で、局の業務効率性だけでなく、業務従事者の業務効率性が向上すること等を意識し、本提案を行うこと。

### ③ ニューノーマル（新常識）への準備

近年の世界的情勢を見渡すと、「COVID-19（新型コロナウイルス感染症）」の流行や、ロシアによるウクライナの侵攻を始めとした社会に大きな影響を及ぼす出来事が相次いでいる。それらによる影響は、多くの人々の価値観に大きな変化をもたらし、社会全体、日本全体ひいては世界全体が、その変化を受け入れ、変革することが求められる。小さな一つの事業体であってもその変革から逃れることはできず、世界の流れに合わせた多様な動きをしなければならない。

提案者においては、新料金システムの導入に際し、「広域」というニューノーマル（新常識）に焦点を合わせていくことは当然のこと、それ以上に多様性（システムとしての拡張性や発展性）を意識した本提案を行うこと。

### ④ BPR（業務改革）の検討

旧料金システムは、稼働してから 10 年以上は経過しており、抜本的な改良は行われておらず、局の業務自体も大きく見直されてこなかった。しかしながら、昨今の上下水道事業を取り巻く状況は、厳しさを増すばかりであり、簡単な業務効率化だけでは、その厳しさに対処しきれない状況にまで至っており、抜本的な業務改善、ひいては業務の在り方まで見直す BPR（業務改革）が望まれる。

提案者においては、新料金システムの導入に際し、国が推進する自治体 DX に基づく、デジタル技術や AI 等の活用により、業務効率化、業務改善、ひいては BPR（業務改革）が実現され、人的資源（リソース）の確保につながることを意識し、本提案を行うこと。

### ⑤ システム TC0 の最適化

旧料金システムの運用においては、システムの設計、構築、運用保守、廃棄に至るまでを個別で処理（発注等）し、発注の合理化を図る余地が残っている。

提案者においては、新料金システムの運用管理において、システム全体の費用等が費用抑制されることは当然として、システムを扱う者、管理する者の数値化困難な負担が軽減されること、水道標準プラットフォームを利用することを含めたシステム TC0（システムに関連する事項全て）の最適化が図られることを意識し、本提案を行うこと。

## 2. 旧システムの概要

現在、稼働・運用している「上下水道料金システム（旧システム）」の概要を次のとお

り示す。提案者は、それら機能面及び局の業務内容を理解すること。ただし、現在、稼働・運用している仕様要件に過ぎず、これらが新たに構築するシステムの仕様としているものでないことに留意すること。

(1) 現行システム（旧システム）稼働、運用及び関係事項

（資料C）上下水道料金システムに係る現状

（資料D）業務量（決算値）

（資料E 1）料金関連業務サイクル表

（資料E 2）上下水道料金システム業務予定表

（資料F 1）コンビニ収納フロー

（資料F 2）過誤納金処理フロー

（資料F 3）給水停止フロー

（資料G 1）算出パターン（水道料金）

（資料G 2）算出パターン（工業用水道料金）

（資料G 3）算出パターン（下水道使用料）

（資料G 4）算出パターン（マンション・アパート等）

（資料G 5）算出パターン（特殊案件）

（資料H）償還パターン（水洗便所改造資金貸付基金）

（資料I 1）本庁舎（営業所）見取り図

（資料I 2）上関庁舎見取り図

（資料J）ネットワーク配線図面

（資料K 1）現行システム（旧料金システム）機能一覧

（資料K 2）現行システム（旧料金システム）カスタマイズ一覧

（資料K 3）現行システム（旧料金システム）事業別階層区分表

（資料K 4）現行システム（旧料金システム）コード表

（資料K 5）現行システム（旧料金システム）使用帳票一覧

（資料L 1）現行補助システム（全 Access）使用帳票一覧

（資料L 2）現行補助システム（検索システム）概要

（資料L 3）現行補助システム（集計表作成システム）概要

（資料L 4）現行補助システム（井戸下水お知らせシステム）概要

（資料L 5）現行補助システム（口座振替依頼書作成システム）概要

（資料L 6）現行補助システム（高岡市役所分データ作成システム）概要

（資料L 7）現行補助システム（口座振替不納通知作成システム）概要

（資料L 8）現行補助システム（短期使用者抽出システム）概要

（資料L 9）現行補助システム（給水停止執行システム）概要

（資料L 10）現行補助システム（検針順一覧作成システム）概要

（資料L 11）現行補助システム（口座振替件数確認システム）概要

（資料L 12）現行補助システム（算出結果確認システム）概要

（資料L 13）現行補助システム（メーター検満システム）概要

（資料L 14）現行補助システム（未調定者抽出システム）概要

- (資料L15) 現行補助システム（料金センター窓口収納分管理システム）概要
- (資料L16) 現行補助システム（コンビニ収納集計システム）概要
- (資料L17) 現行補助システム（外部照会回答文書作成システム）概要
- (資料L18) 現行補助システム（水使用上位者抽出システム）概要
- (資料L19) 現行補助システム（公衆浴場使用者確認システム）概要
- (資料L20) 現行補助システム（合流地区消雪水量算出システム）概要
- (資料L21) 現行補助システム（下水各種集計システム）概要
- (資料M) ビジネス IB 関係説明資料
- (資料N) ゆうちょ Biz ダイレクト関係説明資料
- (資料O1) CNS（コンビニ収納）関係説明資料
- (資料O2) CNS（スマホ収納）関係説明資料
- (資料P) Web 口座振替受付サービス関係説明資料

## (2) データ抽出業務

局は、現在、稼働・運用している「上下水道料金システム（旧システム）」から、局の責任にて、データ抽出業務を次のとおり、旧システムベンダーに委託する。提案者は、「(資料Q) データ抽出業務（予定仕様）について」を基本とし、それら業務内容を理解すること。また、原則として、作業回数（問い合わせ対応回数）については、最大7回のうち、令和7年度（令和7年4月から令和8年3月まで）に最大4回、令和8年度（令和8年4月から9月まで）に最大3回（最終本番移行時のものを含む）とし、作業工程を組むこと。

## 3. その他留意事項

提案者は、次に示された事項等について、内容を理解すること。また、それらに留意し、提案を行うこと。

### (1) 簡易台帳アプリケーション（水道標準プラットフォーム）の利用状況について

新料金システムの構築に際して、「簡易台帳アプリケーション（水道標準プラットフォーム）」の利用状況について、次のとおり示す。提案者においては、参考とすること。

#### ① 参照資料

(資料R) 水道標準プラットフォームの利用状況について

### (2) 水道スマートメーター（電力スマートメーター通信網）

提案者においては、次に示す資料を基本とした上で、水道スマートメーター（電力スマートメーター通信網）に関する提案を検討し、本提案を行うこと。

#### ① 参照資料

(資料S1) 水道スマートメーター検針サービス提供業務委託について

(資料S2) Iot 用通信回線サービス約款（抜粋版）

### (3) eLTAX の活用（公金収納のデジタル化）

eLTAX（地方税共同機構が運用している地方税ポータルシステム）を活用した公金収納を可能とするために必要な規定を盛り込んだ「地方自治法の一部を改正する法律

（令和 6 年法律第 65 号）」が、令和 6 年 6 月 26 日に公布された。

地方公共団体においては、地方税以外についても令和 8 年 9 月までに eLTAX を活用した公金収納を開始することを目指し、取り組まなければならなくなった。しかし、局が取り扱っている「水道料金」及び「下水道使用料」等については、令和 8 年 9 月までに開始しなければいけないというものではないという国（総務省）からの見解があり、その取扱い（導入是非、導入時期等）については、検討を進めているところである。今後は、他水道事業体の導入是非の状況等も踏まえ、取り扱いを見極め、決定していく。局と「eLTAX」に関する協議を行い、局の意思に基づき、対応を検討するものとする。また、提案者は、新料金システムに初期実装することを前提とし、関係する通知、資料等の内容を把握、理解しておくものとする。

① 参照資料

（資料 T 1）eLTAX サービス関係説明資料①

（資料 T 2）eLTAX サービス関係説明資料②

(4) 料金体系等に対する考え

新料金システムの構築に際して、「料金体系」に関する局の考えを、次のとおり示す。提案者においては、留意すること。

② 参照資料

（資料 U）料金体系等に関する説明資料

(5) 遅延損害金、延滞金、還付加算金等に対する考え

新料金システムの構築に際して、「遅延損害金、延滞金、還付加算金等」に関する局の考えを、次のとおり示す。提案者においては、留意すること。

① 参照資料

（資料 V）高岡市上下水道局が取り扱う主要債権の整理

(6) 付随する各種手数料に対する考え

新料金システムの構築に際して、「付随する各種手数料」に関する局の考えを、次のとおり示す。提案者においては、参考とすること。

① 参照資料

（資料 W）高岡市上下水道局が取り扱う手数料の整理

(7) 下水道受益者負担金関係業務に対する考え

新料金システムの構築に際して、「下水道受益者負担金関係業務」に関する局の考えを、次のとおり示す。提案者においては、参考とすること。また、**「下水道受益者負担金関係業務」に関する機能は、必須機能ではなく、推奨機能であることにも特に注意すること**

① 参照資料

（資料 X 1）下水道受益者負担金概要

（資料 X 2）下水道受益者負担金徴収スケジュール

（資料 X 3）下水道受益者負担金システム（現行システム）仕様

(8) 給排水工事関連業務に対する考え

新料金システムの構築に際して、「給排水工事関連業務」に関する局の考えを、次の

とおり示す。提案者においては、参考とすること。また、「給排水工事関連業務」に関する機能は、必須機能ではなく、推奨機能であることにも特に注意すること。

① 参照資料

(資料Y 1) 給排水工事関連業務の現状

(資料Y 2) 給水装置工事関係業務フロー

(資料Y 3) 排水設備工事関係業務フロー

(9) 消費税申告における備忘価額の対応

新料金システムの構築に際して、消費税法施行規則（昭和 63 年大蔵省令第 53 号）第 18 条で規定されている「備忘価額」に関する事項を考慮できればと考えている。しかし、それらの機能等を用いた業務の運用を全く想定することができておらず、業務の影響分析が行えていない。

提案者は、契約に際して、「備忘価額」に関する機能実装の実現に向けて、具体策を局と協議、検討した上で実装の可否を判断するものであることに、特に注意すること。また、「(資料Z) 備忘価額に関する説明資料」に内容は、参考とし、記載内容の方法が、イメージであり、その内容を「仕様」とするものでないことにも留意すること。

① 参照資料

(資料Z) 備忘価額に関する説明資料

#### 4. 企画提案書等の作成

提案者は、実施要領の定めに基づき、次のとおり、企画提案書等を作成すること。

(1) 作成書類

① 企画提案書（様式第 8 号）

② 業務工程回答書（様式第 9 号）

③ 機能等要求回答書（様式第 10 号）

④ 出力帳票サンプル一式（ソフトウェアパッケージ形式）

⑤ 参考見積書（様式第 11 号）

⑥ イニシャル費用内訳書（様式第 12 号）

⑦ ランニング費用内訳書（様式第 13 号）

(2) 一般事項等

① 本提案は、提案依頼書及び仕様書を満たすことを前提として、漏れなく作成すること。

② 本提案の内容は、日本国の法令及び富山県条例ならびに高岡市条例に準拠していること。

③ 本提案に際して、用いる通貨は、日本円とすること。

④ 本提案に際して、用いる言語は、日本語とすること。

⑤ 本提案に際して、用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成 4 年法律第 51 号）の定めるところによるものとすること。

⑥ 本提案に際して、用いる期間の定めについては、民法（明治 29 年法律第 89 号）及び商法（明治 32 年法律第 48 号）の定めるところによるものとすること。

- ⑦ 本提案に際して、用いる時刻は、日本標準時とすること。
  - ⑧ 企画提案書等の作成に際しては、特段の定め等がない限りは、文字サイズ、文字色、枠線の太さ、枠線の色、枠の大きさ等は指定しない。ただし、様式上の字句、枠線等は削除しない（縮小等は可）こと。
- (3) 編冊方法等
- ① 企画提案書等の編冊は、「①企画提案書（様式第8号）」から「⑦ランニング費用内訳書（様式第13号）」までを、一連のものとし、フラットファイル等に一冊でA4判縦置き横書き左綴り、評価項目及び評価区分ごとにインデックスを付したうえで作成すること。
  - ② 実施要領「5. 参加表明書の提出及び参加資格の確認通知(1)提出書類」で規定する提出書類について、局が提案者より提出された企画提案書（フラットファイル等とじられている状態のもの）等と一連のものとし、上から重ねる形で一冊に綴じるので、それらを想定すること。
  - ③ 各様式のサイズ及び印刷方法は、次のとおりとすること。
    - (ア) 企画提案書（様式第8号）：A4・両面印刷（長辺綴じ）
    - (イ) 業務工程回答書（様式第9号）：A3（折込）・片面印刷
    - (ウ) 機能等要求回答書（様式第10号）：A3（折込）・両面印刷（短辺綴じ）
    - (エ) 出力帳票サンプル一式（ソフトウェアパッケージ形式）  
：帳票単位・A4又はA3（折込）・片面印刷又は両面印刷
    - (オ) 参考見積書（様式第13号）：A3（折込）・片面印刷
    - (カ) イニシャル費用内訳書（様式第14号）：A4・片面印刷
    - (キ) ランニング費用内訳書（様式第15号）：A4・片面印刷
- (4) 企画提案書（様式第8号）作成要領
- ① 1次審査（デモンストレーション、質疑応答）及び2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）等での説明に使う資料となることを意識し、受け手の理解度を高める資料とすること。
  - ② 企画提案書の提案（記載）内容によって、各事項について、複数頁となることは、差し支えない。
  - ③ 企画提案書による提案（記載）漏れが起きないようにするため、頁制限は設けない。ただし、必要以上に枚数が増えないように留意すること。
  - ④ 必要に応じて、目次を差し込む等、一般常識の範囲で、見やすくする工夫を施すことは、差し支えない。
  - ⑤ その他、不明瞭な点については、質問により、確認すること。
- (5) 業務工程回答書（様式第9号）作成要領
- ① 契約締結日を「令和7年4月1日（予定）」、新上下水道料金システム稼働開始日を「令和8年10月1日」とし、構築業務等の内容及びスケジュールを記載すること。
  - ② 記載欄が足りない場合は、行の追加は認める。
  - ③ 「作業内容」欄の空欄を消す目的での行の削除のみ認める。ただし、それ以外

の目的での行および列の削除等は認めない。

- ④ システム稼働後のアフター対応又は将来的な有益な提案等に関し、システム稼働（R8.10.1）後のスケジュールに記載することを認める。
  - ⑤ その他、不明瞭な点については、質問により、確認すること。
- (6) 機能等要求回答書（様式第 10 号）の作成要領
- ① 機能等要求回答書（様式第 10 号）に回答（記載）する形で作成すること。
  - ② 行及び列の削除は行わないこと。
  - ③ 行及び列の追加は行わないこと。
  - ④ 回答（記載）については、下表のとおりとする。

| 項目名  |      | 回答（記載）内容                                                               | 注意事項                                                                                                                                                                         |
|------|------|------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 機能   | 種別 1 | 仕様書に係る「（別紙 3）機能等要求詳細定義書」と同一記載内容である。                                    | 局の要求仕様であるため、修正しないこと。                                                                                                                                                         |
|      | 種別 2 |                                                                        |                                                                                                                                                                              |
|      | 種別 3 |                                                                        |                                                                                                                                                                              |
|      | 概要   |                                                                        |                                                                                                                                                                              |
| 対応方針 |      | 対応方針を以下から選択し、記号（A、B、C 1、C 2、C 3、C 4、C 5、C 6、C 7、C 8、D、E、F）で回答（記載）すること。 | 各記号の内容は、別表に記載のため、確認すること。<br><u>「F」回答があった場合、大幅な減点対象</u> となることに留意すること。なお、 <u>多数の「F」回答があった場合や、複数の「F」回答により、機能要求上、致命的であると判断された場合</u> においては、 <u>参加資格を喪失する可能性がある</u> ことについても留意すること。 |
| 留意事項 |      | 留意事項等があれば、回答（記載）すること。                                                  | 「C 1～8」については、必ず対応概要（制限事項・具体的な代替案など）を記載すること。<br>「カスタマイズ費用等」の内容がランニング費用に含まれる等、単純な費用計上とすることができない場合                                                                              |

|                |                                                                                             |                                                                  |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------|
|                |                                                                                             | は、詳細に補足すること。                                                     |
| カスタマイズ費用等      | 「対応方針」の回答（記載）内容の選択記号が、「B～E」の場合、対応に必要な費用、経費を消費税込み（内税表記）円単位で記載すること。                           | 他の事項と合算される場合等についても、按分等により対応すること。また、参考見積書の提示額には、当然含めること（内額であること）。 |
| 「対応方針」の選択記号の詳細 |                                                                                             |                                                                  |
| A              | 既存業務パッケージ標準対応（カスタマイズ不要）                                                                     |                                                                  |
| B              | 既存業務パッケージのカスタマイズ対応。ただし、既存業務パッケージに機能組込を実施                                                    |                                                                  |
| C              | 代替対応<br>代替対応について、「C 1～C 8」の中から選択し、回答（記載）すること。また、複数の代替手段を組み合わせる場合は、代替対応内容のうち最も主となるものを選択すること。 |                                                                  |
|                | C 1                                                                                         | E C U<br>既存業務パッケージ内又は、既存業務パッケージと標準的に連携するシステムを用いたデータ抽出機能等で代用      |
|                | C 2                                                                                         | 別ソフト<br>既存業務パッケージと別の既存パッケージソフトウェア導入                              |
|                | C 3                                                                                         | 別ツール<br>スクラッチソフトウェアやツール（オフィスソフトのマクロ等）を開発                         |
|                | C 4                                                                                         | R P A<br>R P Aソフトウェアで対応                                          |
|                | C 5                                                                                         | 既存改修<br>連携先となる既存システムの改修により対応                                     |
|                | C 6                                                                                         | 運用保守<br>運用保守作業対応                                                 |
|                | C 7                                                                                         | 代替運用<br>代替運用提案                                                   |
|                | C 8                                                                                         | その他<br>上記以外の対応                                                   |
| D              | 小～中規模カスタマイズ対応。選択肢「E」となるものの以外のカスタマイズ                                                         |                                                                  |
| E              | 大規模カスタマイズ対応。次の要素を含むカスタマイズ                                                                   |                                                                  |



|   |                                                                                                                                                                                     |
|---|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・DB追加：データベーステーブル又は項目の追加</li> <li>・画面追加：オンライン画面の新規追加</li> <li>・一括更新：バッチ一括更新処理の新規追加</li> <li>・その他：上記には含まれないが、提案者が大規模なカスタマイズと認識するもの。</li> </ul> |
| F | 対応不可（大幅減点かつ参加資格喪失可能性有り）                                                                                                                                                             |

- ⑤ 回答（記載）内容について、1次審査（デモンストレーション及び質疑応答）にて、内容の正誤性を確認する。正誤性の疑い（「A」という回答に対し、「B」相当である等、局が認め判断した場合）等が見られた場合、評価における減点の対象となるため、注意すること。

- ⑥ 「F」回答及び、局が「F」相当であると判断した場合、大幅な減点対象とする。また、その「F」回答及び「F」相当が、委員会の判断により、機能要求上致命的であると認めた場合、実施要領「14 参加資格の喪失」第2号の定めに基づき、当該プロポーザルの参加資格を喪失する可能性があることも留意すること。

(7) 参考見積書（様式第11号）作成要領

① 共通事項

- (ア) 行及び列の追加、削除は行わないこと。
- (イ) 適宜、数式を組み込むことは、差し支えない。
- (ウ) 経費が発生しない場合等は、「0」と記載すること。

② 【A】イニシャル費用に関して

- (ア) 実施要領「2. 業務概要(7) 契約上限額（イニシャル費用）」で定められている金額を超えないこと。
- (イ) 「【a1】水道標準PF構築費」、「【a2】ハードウェア導入費」、「【a3】ソフトウェア導入費」、「【a4】その他必要経費」に分類し、金額を記載すること。
- (ウ) 「イニシャル費用内訳書（様式第12号）」の内容及び金額等と齟齬がないこと。
- (エ) 「令和8年度（下半期）」から「令和13年度（上半期）」までの黒塗り（野線）の部分には、金額を記載しないこと。
- (オ) 実施要領「2. 業務概要(10) イニシャル費用の支払い方法（予定）」で定められているとおり、部分払での支払いはなく、令和8年度の支払い（令和7年度の支払いはない）となることに留意すること。

③ 【B】ランニング費用に関して

- (ア) 実施要領「2. 業務概要(8) 参考見積提案上限額（ランニング費用）」で定められている金額を超えないこと。
- (イ) 「【b1】水道標準PF運用費」、「【b2】ハードウェア維持管理費」、「【b3】ソフトウェア維持管理費」、「【b4】その他必要経費」に分類し、金額を記載すること。
- (ウ) 「ランニング費用内訳書（様式第13号）」の内容及び金額等と齟齬がないこと。

こと。

(エ) 「令和7年度・令和8年度（上半期）」の黒塗り（罫線）の部分には、金額を記載しないこと。

(オ) 別途、甲が水道標準プラットフォームと契約する分も含め、金額等算出の上、計上すること。

(8) イニシャル費用内訳書（様式第12号）作成要領

① 基本事項

(ア) 消費税抜きの金額を記載すること。

(イ) 「参考見積書（様式第11号）」の「【A】イニシャル費用（セルM10）」の内訳であり、整合性が図られていること（齟齬がないこと）。

(ウ) 行が不足する場合、適宜追加すること。また、複数頁になることも差し支えない。

(エ) 行が余る場合、適宜削除すること。

(オ) 列に関しては、原則追加及び削除は行わないこと。ただし、項目列（A～C）さらなる細分化を目的とする場合のみ、列の追加を認める。

(カ) 適宜、数式を組み込むことは、差し支えない。

(キ) 「【a1】水道標準PF構築費」、「【a2】ハードウェア導入費」、「【a3】ソフトウェア導入費」、「【a4】その他必要経費」に分類し、金額を記載すること。

(ク) 「項目」には、「機能等名」を記載し、可能な限り機能単位に分割し、内訳を提示すること。機能等の分割単位及び名称については、提案者の任意とする。

(ケ) 「備考」には、記載すべき事項、局の想定を超える事項、補足すべき事項がある場合等、必要に応じて、記載すること。

(コ) 「記載項目（想定項目）」については、あくまで局の独断の想定であることに留意し、必要に応じて、質問等により、確認すること。

(サ) 「企画提案書（様式第8号）」の「広域化に有益な将来的な具体案、構想等」及び「上下水道事業又は市政事業に有益な将来的な具体案、構想等」の提案内容に係る費用については、局との契約交渉により、最終的に採用、不採用の判断が行われるため、この参考見積には含めないこと。ただし、「企画提案書（様式第8号）」内においては、金額を提示できるものは、提示すること。

② 記載項目（想定項目）

| 項目            | 想定内容                               |
|---------------|------------------------------------|
| 【a1】水道標準PF構築費 | 水道標準プラットフォームへのシステム構築に係る経費全般        |
| 水道標準PF利用に係る経費 | 水道標準プラットフォーム構築に際して、水道標準PF利用に係る経費全般 |
| 利用費           | 水道標準プラットフォーム構築に際して、                |

|  |                      |                                                                |
|--|----------------------|----------------------------------------------------------------|
|  |                      | 水道標準 PF 利用に係る利用費であり、システム稼働運用後の経費は含まない                          |
|  | 作業費                  | 水道標準プラットフォーム構築に際して、水道標準 PF 利用に係る作業費（導入設定費、諸経費等）                |
|  | 水道標準 PF 利用以外に係るその他経費 | 水道標準プラットフォーム構築に際して、水道標準 PF 利用以外に係るその他経費全般                      |
|  | 利用費                  | 水道標準プラットフォーム構築に際して、水道標準 PF 利用以外に係るその他利用費であり、システム稼働運用後の経費は含まない  |
|  | 作業費                  | 水道標準プラットフォーム構築に際して、水道標準 PF 利用以外に係るその他作業費（搬入費、設置費、導入設定費、機器設定費等） |
|  | 【a2】ハードウェア導入費        | システム稼働運用のために必要な関連機器（ハードウェア等一式）の導入に係る経費全般                       |
|  | ハードウェア購入費            | システム稼働運用のために必要な関連機器（ハードウェア等一式）の購入費全般                           |
|  | 購入費                  | システム稼働運用のために必要な関連機器（ハードウェア等一式）の購入費                             |
|  | 作業費                  | システム稼働運用のために必要な関連機器（ハードウェア等一式）の作業費（初期設定等）                      |
|  | 【a3】ソフトウェア導入費        | システム稼働運用のために必要な業務パッケージソフトウェア一式の導入に係る経費全般                       |
|  | パッケージソフトウェア導入に係る経費   | 業務パッケージソフトウェアを適用する業務についての業務パッケージソフトウェア利用に係る経費                  |
|  | 利用費                  | 業務パッケージソフトウェアを適用する業務についての業務パッケージソフトウェア利用に係る経費                  |
|  | 作業費                  | 業務パッケージソフトウェアの適用作業に係る経費                                        |
|  | 機能要求対応に係る経費          | 局の機能要求対応に係る経費全般                                                |

|  |                |                                                                     |
|--|----------------|---------------------------------------------------------------------|
|  | 機能要求カスタマイズ費    | 機能要求対応回答書（様式第 10 号）において、計上（記載）した経費（できるだけ詳細に分類し、記載すること）              |
|  | その他の経費         | 機能要求対応回答書（様式第 10 号）内容に対応するために必要なその他の経費                              |
|  | その他ソフトウェアに係る経費 | 業務パッケージソフトウェア以外のソフトウェアに係る経費全般                                       |
|  | 利用費            | 業務パッケージソフトウェア以外のソフトウェアの利用に係る経費                                      |
|  | 作業費            | 業務パッケージソフトウェア以外のソフトウェアの作業に係る経費                                      |
|  | 【a4】 その他必要経費   | 「【a1】 水道標準 PF 構築費」、「【a2】 ハードウェア導入費」、「【a3】 ソフトウェア導入費」に含まれないその他必要経費全般 |
|  | 移行、連携等に係る経費    | 旧システムからのデータ移行、その他システム等との必要な連携等に係る経費                                 |
|  | 旧データ移行費        | データ移行（新システム受入側）に係る経費                                                |
|  | 連携対応費          | その他必要なシステム等との連携（主に既設連携）に係る経費                                        |
|  | 文字同定費          | 文字の同定等に係る経費                                                         |
|  | 稼働準備に係る経費      | システムの稼働のための準備に係る経費                                                  |
|  | 研修費            | システム操作等の研修費                                                         |
|  | 本稼働支援費         | システム稼働支援等の経費                                                        |
|  | プロジェクト管理費      | プロジェクト管理経費                                                          |
|  | その他経費          | その他経費                                                               |

(9) ランニング費用内訳書（様式第 13 号）作成要領

① 基本事項

- (ア) 消費税抜きの金額を記載すること。
- (イ) 「参考見積書（様式第 11 号）」の「【B】ランニング費用（セル M25）」の内訳であり、整合性が図られていること（齟齬がないこと）。
- (ウ) 行が不足する場合、適宜追加すること。また、複数頁になることも差し支えない。
- (エ) 行が余る場合、適宜削除すること。
- (オ) 列に関しては、追加及び削除は行わないこと。ただし、項目列（A～C）さらなる細分化を目的とする場合のみ、列の追加を認める。
- (カ) 適宜、数式を組み込むことは、差し支えない。
- (キ) 「【b1】水道標準 PF 運用費」、「【b2】ハードウェア維持管理費」、「【b3】ソ

フトウェア維持管理費」、「【b4】その他必要経費」に分類し、金額を記載すること。

- (ク) 「項目」には、「機能等名」を記載し、可能な限り機能単位に分割し、内訳を提示すること。機能等の分割単位及び名称については、提案者の任意とする。
- (ケ) 「備考」には、記載すべき事項、局の想定を超える事項、補足すべき事項がある場合等、必要に応じて、記載すること。
- (コ) 「記載項目（想定項目）」については、あくまで局の独断の想定であることに留意し、必要に応じて、質問等により、確認すること。
- (サ) 「企画提案書（様式第8号）」の「広域化に有益な将来的な具体案、構想等」及び「上下水道事業又は市政事業に有益な将来的な具体案、構想等」の提案内容に係る費用については、局との契約交渉により、最終的に採用、不採用の判断が行われるため、この参考見積には含めないこと。ただし、「企画提案書（様式第8号）」内においては、金額を提示できるものは、提示すること。

② 記載項目（想定項目）

| 項目                   |      | 想定内容                                       |
|----------------------|------|--------------------------------------------|
| 【b1】水道標準 PF 運用費      |      | 水道標準プラットフォームの利用運用に係る経費全般                   |
| 水道標準 PF 利用に係る経費      |      | 水道標準プラットフォームの利用運用に際して、水道標準 PF 利用に係る経費全般    |
|                      | 利用料  | 水道標準プラットフォームの利用運用に際して、水道標準 PF 利用に係る利用料     |
| 水道標準 PF 利用以外に係るその他経費 |      | 水道標準プラットフォームの利用運用に際して、水道標準 PF 利用以外に係るその他経費 |
| 【b2】ハードウェア維持管理費      |      | システム稼働運用のために必要な関連機器（ハードウェア等一式）の利用運用に係る経費全般 |
| ハードウェア運用経費           |      | システム稼働運用のために必要な関連機器（ハードウェア等一式）の利用運用費全般     |
|                      | 賃貸借料 | 関連機器（ハードウェア等一式）の利用運用のための賃貸借料               |
|                      | 利用料  | 関連機器（ハードウェア等一式）の利用運用のための利用料                |
|                      | 保守料  | 関連機器（ハードウェア等一式）の利用運用のための保守料                |

|                  |          |                                                                             |
|------------------|----------|-----------------------------------------------------------------------------|
| 【b3】ソフトウェア維持管理費  |          | システム稼働運用のために必要な業務パッケージソフトウェア一式の利用運用費全般                                      |
| パッケージソフトウェア運用経費  |          | 業務パッケージソフトウェアを適用する業務についての業務パッケージソフトウェア利用に係る経費                               |
|                  | 賃貸借料     | 業務パッケージソフトウェアの利用運用のための賃貸借料                                                  |
|                  | 利用料      | 業務パッケージソフトウェアの利用運用のための利用料                                                   |
|                  | 保守料      | 業務パッケージソフトウェアの利用運用のための保守料                                                   |
| その他ソフトウェアに係る運用経費 |          | 業務パッケージソフトウェア以外のソフトウェアに係る利用運用費全般                                            |
|                  | 賃貸借料     | 業務パッケージソフトウェア以外のソフトウェアの利用に係る賃貸借料                                            |
|                  | 利用料      | 業務パッケージソフトウェア以外のソフトウェアの利用に係る利用料                                             |
|                  | 保守料      | 業務パッケージソフトウェア以外のソフトウェアの作業に係る保守料                                             |
| 【b4】その他必要経費      |          | 「【b1】水道標準 PF 運用費」、「【b2】ハードウェア維持管理費」、「【b3】ソフトウェア維持管理費」に含まれないその他利用運用に係る必要経費全般 |
|                  | その他運用保守  | その他運用保守に係る経費                                                                |
|                  | システム運用支援 | システム運用支援に係る経費                                                               |
|                  | その他経費    | その他経費                                                                       |

## 5. 企画提案書の提案内容

企画提案書（様式第8号）を作成する上での提案内容について、提案者は次のことに留意して作成すること。

### (1) 一般事項

#### ① 【No. 1-1】事業方針、事業展開等

##### (ア) 事業方針

「富山県水道広域化推進プラン」、「高岡市上下水道ビジョン」等といった局が掲げている考え等との合致性を評価する。

提案者においては、「(様式第4号) 会社概要調書」等を踏まえた事業者としての紹介（自らの紹介）を行うこと。また、局との合致性が評価できるよ

うに記載すること。

(イ) 事業展開

本業務に直接関係する部分だけでなく、その他自社の強み、推進している事業等に記載するなど、局にとって有益な事業展開を行っているか、有益性を評価する。

提案者においては、例として「〇〇市で料金関連業務の役務を受託している。」といった、展開及び推進している事業等を明らかにし、有益性が評価できるように記載すること。

② 【No. 1-2】料金システム構築実績、その他有益な実績等

(ア) 料金システム構築実績

将来的な広域での連携等を踏まえ、最低水準として、高岡市と同規模程度の構築実績を持っていることは、とても重要であると考えている。また、実績数に関しても、業務の確実性を評価するための重要な指標と捉えている。

提案者においては、「構築実績調書（様式第5号）」についての詳細を記載し、業務の確実性を評価できるように記載すること。また、構築先（導入先）から評価されている点の記載をするなど、構築先からの評価が把握できるように記載すること。ただし、「構築実績調書（様式第5号）」の記載対象とならない、高岡市未満規模の実績等に関しては、評価対象としていないことから、絶対に記載しないこと（記載した場合は、減点対象となりうる）。

(イ) その他有益な実績

「水道情報活用システム」の主旨として、「水道標準プラットフォーム」を介して、異なるシステム同士の連携を促し、業務効率性の向上や、様々な利活用を生み出すことが、最大の目的であると考えている。そういったことから、「料金システム」だけでなく、「水道情報活用システム」の対象である「会計システム」、「水道管路システム」及び「水道施設システム」等の実績があれば、将来的な連携が見込まれることから、連携性を評価したいと考えている。また、「料金システム」の実績とは異なり、高岡市と同規模程度である必要はない。

提案者においては、主に「構築実績調書（様式第5号）」の記載対象とならない、有益なシステム構築実績について、連携性等が評価できるように、詳細に記載すること。また、その他、上記の例（その他PFに関する実績）だけを問わず、提案者が有益だと判断する、又はアピールしたい実績があれば、記載すること。ただし、自治体（事業体）名を記載するなど、内容が確認できなければ、評価することもできないため、詳細に記載すること。

③ 【No. 1-3】財政状況、経営状況等

システム構築（イニシャル）だけでなく、システム構築後においても5年間のシステムの稼働（ランニング）、場合によってはそれ以上の年数のシステムの利用を想定していることから、本業務（システム構築）だけでなく、以後の保守業務に対しても視点を向ける必要がある。本業務の受託者と保守業務の受託者が同

一であることを前提とし、財政状況及び経営状況等から、業務の継続性を評価する。

提案者においては、提出した財務諸表の内容等を踏まえ、自社の経営状況等の分析（自己評価）をし、自社の５年間（又はそれ以上）の業務継続性を評価できるように記載すること。

④ 【No. 1-4】プロジェクト実施方針、管理体制、人員配置等

(ア) プロジェクト実施方針

当該業務の重要性に鑑み、その目的を達成するための業務における管理思想、プロジェクト（本業務）の実施方針等について、プロジェクト（本業務）の実現性を評価する。

提案者においては、「業務工程回答書（様式第９号）」とともに、プロジェクトの実現性が評価されるものとし、企画提案書（様式第８号）について、適切なプロジェクト（本業務）実施方針であることを、特に詳細に記載すること。

(イ) 管理体制及び人員配置

適切なプロジェクト（本業務）実施方針だけでなく、適切な管理体制及び人員配置が、プロジェクト（本業務）の遂行には、重要であると考えており、体制及び配置の適性を評価する。

提案者においては、管理体制及び人員配置等を明確にする他、管理する者、配置する者の特性、技能及び実績等も踏まえ、的確な体制、配置であることを詳細に記載すること。

(2) システム機能事項

① 【No. 2-1】システム構成方針、セキュリティ、業務改善提案等

(ア) システム構成方針

局の実情、仕様書で示す事項等を踏まえたシステム構成となっているか、システム構成方針の具体性を評価する。

提案者においては、仕様書で示されていること及び、局の実情を踏まえたシステム構成を検討すること。その上で、「広域」等、将来的なことを意識した内容となるようにし、具体性を評価できるように、詳細に記載すること。また、バックアップ体制（機器構成及びネットワーク構成も含め）等についての考えも必ず、記載すること。

(イ) セキュリティ

本業務の履行上及び新料金システムの運用上、必要なセキュリティが確保されているか、セキュリティの安全性を評価する。

提案者においては、仕様書に記載されていること及び、必要と思われるセキュリティの確保に努めるものとし、それら詳細について、記載すること。

② 【No. 2-2】上下水道料金システム機能（仕様要求）

(ア) 機能要求

ソフトウェアパッケージにカスタマイズ等が増えることは、管理上のリス



クが高まることから、備わっている標準機能で導入する方が、望ましいと考えている。よって、「機能要求回答書（様式第 10 号）」の回答を基に、パッケージに標準で、機能が幾分備わっているかの標準性を評価する。

提案者においては、まず、局が要求する機能水準は、カスタマイズ等が必要であったとしても、原則、満たさなければいけない機能事項であることを前提とすること。その上で、カスタマイズ等により対応する場合の、リカバリー方針等のリスク管理に対する考えを記載すること。また、新料金システムの構築に際して、「検針機器」について、「ハンディターミナル」から、「スマートフォン端末（タブレット端末類）」へ移行することから、特に、「スマートフォン端末（タブレット端末類）」の特性を活かした活用方法についても具体的に記載、提案すること。

(イ) 使い勝手

システムを導入する上で、必要な機能が備わっていることは、重要ではあるが、必要な機能が備わっていても使い勝手が悪く、システムを駆使できなければ、機能を発揮することはできず、業務の効率性を著しく低下させる要因となる。よって、使いやすさを測るため、「検索機能」、「EUC 機能」及び「帳票出力機能」等を中心に、システムの汎用性を評価する。なお、この「使い勝手」に関しては、1 次審査（デモンストレーション、質疑応答）にて、詳細を細かく確認する。

提案者においては、「検索機能」、「EUC 機能」及び「帳票出力機能」について、使い勝手が伝わるようにポイントを押さえ、概要を記載すること。また、その他、使い勝手に関する事項で、アピールしたい点があれば、記載すること。

③ 【No. 2-3】上下水道料金システム機能（+α 標準機能、サービス等）

パッケージソフトウェアによって、ベンダー毎の特色があると想定しており、新料金システムを導入することで、その各特色（ベンダー毎の機能）に応じた業務改善が図られると考えている。その特色に応じた改善内容の改善性を評価する。

提案者においては、局の実情等を理解し、自己のパッケージソフトウェアの強みを分かりやすく伝えることを意識し、機能を引き合いに改善内容の詳細について、記載すること。また、特に局が示す機能要求に当てはまらない自己のパッケージソフトウェアの機能、上位互換の機能、サービス等がある場合は、可能な限り全ての機能を紹介するとともに、分かりやすく詳細に記載すること（「+α 標準機能、サービス等」については、原則、企画提案書へ記載された機能に関してのみ、評価対象とする）。

④ 【No. 2-4】関連機器（ハードウェア等）、ネットワーク構成等

(ア) 関連機器（ハードウェア等）

業務を履行する上で、必要な機器、台数、スペック等が揃えられているか等、機器構成の適正性を評価する。また、機器構成上のバックアップ等の詳細も求める。

提案者においては、局の実情等を理解し、的確な関連機器（ハードウェア等）の選定に務める他、その他必要と思われる機器があれば導入方針を示すこと。企画提案書へは、導入機器の詳細、台数、スペック等の概要を記載し、機器構成の導入方針が分かるように記載、提案すること。

(イ) ネットワーク構成

「水道標準プラットフォーム」を利用する上で、十分なネットワーク構成を想定、設計できているか、その他、関連機器同士のネットワーク構成について、業務履行上に問題がないか、ネットワークの構成性を評価する。また、ネットワーク構成上のバックアップ等の詳細も求める。

提案者においては、局に最適だと思われるネットワーク構成を検討すること。また、「ネットワーク構成図」を必ず記載すること。なお、バックアップ体制等について、特に明らかにし、最適だと考える構成を記載すること。

⑤ 【No. 2-5】システム運用、保守業務、サポート体制等

(ア) システム運用及び保守業務

新料金システム稼働後の運用保守業務においては、ランニング費用に直結する事項でもあることから、十分な節減方策等が検討されているかの経済性も重要である。しかし、経済性を重視するあまり、運用保守内容が十分でなければ、業務の遂行が困難となり、業務の継続性に支障を及ぼすことになる。よって、経済性及び業務継続性のバランスを確認し、運用保守内容が適切な内容となっているかの妥当性を評価する。

提案者においては、妥当な運用保守内容、ランニング費用の節減方策について、十分検討すること。また、それら詳細が分かりやすいように記載すること。

(イ) サポート体制

新料金システムの稼働後のフェーズにおいて、不測の事態が発生した場合、迅速な対応が、トラブルを回避する上での明暗を分ける。よって、運用保守事業者のサポート体制が迅速な対応を期待できるかの満足性を評価する。

提案者においては、新料金システムに対する十分なサポート体制を検討し、詳細な記載をすること。また、前提として、原則、再委託を禁止していることから、有用性が認められない限りは、再委託に対しては、評価を下げるものになることに留意すること。

(ウ) 組織体制

局の考えとして、新料金システムを活かし、広域等に向けた様々な検討を継続協議していける最適な事業者を求めている。よって、新料金システムに対するサポート体制だけでなく、事業者の組織体制も含め、組織性を評価する。

提案者においては、新料金システムに対する十分なサポート体制を検討するだけでなく、局とともに将来的な「広域」等の実現に向けて、組織としてどのような対応ができるかを検討し、詳細な記載をすること。

(3) 特記提案事項

提案項目毎に留意すべき事項は、次に示すとおりであるが、総じて、提案者ならではの創造性に富んだ提案を欲しており、民間事業者ならではの多角的な視点によるユニークな提案を求める。

① 【No. 3-1】水道スマートメーターの活用方法等

電力スマートメーター通信網による水道スマートメーターを導入しているが、現在は、少数の導入に留まっている。だが、今後も導入の拡大を検討しており、「上下水道料金システム」と「スマートメーター検針システム」の抜本的なシステム（仕組み）を構築しなければならないと考えている。また、現在は、導入台数も少数であることから、「スマートメーター検針システム」から、読み取った検針値を、直接入力することで、業務上の対応を行っているが、このような状態は、早々に改善しなければならないと考えている。

局にとって、「水道スマートメーター」の活用は、DX 推進の観点においても、重要事項であり、新料金システムとの具体的な連動を求めていることから、システム（仕組み）上の連動性を、特に評価する。

提案者においては、「水道スマートメーター」の活用は、重要事項（DX 推進）であることを理解し、検討をすること。また、その上で、連動性が評価しやすいように、詳細に提案すること。

② 【No. 3-2】お客様ポータル機能等

新料金システムの構築に際して、検針票等の送付を廃止し、「お客様ポータル」等の導入を図りたいと考えている。また、導入することで、お客様サービスの向上が図られるものと想定している。よって、お客様（水道使用者）にとって、よりよい機能であるか、使い勝手のよいものであるか等の利便性を評価する。

提案者においては、お客様（水道使用者）ファーストでの検討をすることは前提であるが、業務管理を行う局側の負担が著しく増加することとならないように留意し、詳細に提案すること。

③ 【No. 3-3】料金シミュレーション機能等

昨今の国の動向より、従来よりも質の高い「経営戦略」の策定が要請されている。そのような中、収入の全般を担う「水道料金」や「下水道使用料」のシミュレーションは、とても重要なものである。一方、局の人員は減ってきている中、精緻なシミュレーションを行うための人的リソースが足りていない状況である。そういったことから、「料金シミュレーション機能」を導入することで、どれだけ局の業務負担の軽減が図られるか効率性を評価する。

提案者においては、「（資料U）料金体系に関する説明資料」を特に確認し、局が現在、独自で行っているシミュレーション内容等を理解すること。その上で、「料金シミュレーション機能」を導入することで、局のこういった部分が効率化を図られるのか、詳細に記載すること。

④ 【No. 3-4】広域化に有益な将来的な具体案、構想等

仕様書「(1)業務目的」に記載のあるとおり、「近隣事業体が所有するシステム

との共同構築又は共同利用を促進し、広域連携を加速させ、持続可能な上下水道事業の実現を目指す」ことが、新料金システムを導入する最大の目的である。よって、新料金システムを基軸とした将来的な「広域」につながる具体的な提案を求めており、どれだけ「広域」につなげられるかの広域性及び将来性を評価する。また、特に自由提案に近い事項でもあることから、「料金システム以外のシステム（水道標準P F）」にだけ囚われず、その他独創的な提案を求める。

提案者においては、新料金システムを導入後、新料金システムを基軸にどのように「広域」波及させることができるか、十分な検討をすること。さらに、「水道情報活用システム」の主旨に則り、広域での「水道標準プラットフォーム」を介した将来的な「データ連携」等についての考えも記載すること。また、その他「広域化」に有益な提案があれば、記載すること。

⑤ 【No. 3-5】上下水道事業又は市政事業に有益な将来的な具体案、構想等

新料金システムの導入際しては、各ベンダーのパッケージソフトウェア（オプション等含む）の特色により、水道料金の「料金関連業務」だけでなく、「下水道受益者負担金関係業務」、「給水装置工事関係業務」、「排水設備工事関係業務」、「管路漏水調査業務」等に係る業務を想定でき、システム化の検討ができるものと考えている。また、「上下水道事業」に有益な、その他機能（オプション等）、サービス等があると考えており、積極的に検討を進めるため、将来的な検討材料として、具体的な提案を求めており、どれだけ包括的にシステム化が図れるか、拡張性及び将来性を評価する。また、特に自由提案に近い事項でもあることから、「オプション機能等」にだけ囚われず、広くその他独創的な提案を求める。

提案者においては、特に、新料金システムを導入後、新料金システムを基軸にどのように機能を拡充させ、システム化されていない業務をシステム化することができるか、十分な検討をし、提案すること。また、その他「上下水道事業又は市政事業」に有益な提案があれば、記載すること。

## 6. 1次審査（デモンストレーション、質疑応答）の詳細

提案者は、「1次審査」について、実施要領の定めに加え、次のことに留意すること。

(1) 通知方法

実施要領に記載のとおり、「1次審査参加要請書（様式第14号）」にて、パッケージソフトウェア（上下水道料金システム）のデモンストレーション実施の要請を行う。また、実施要領及び提案依頼書に加えて、通知すべき内容がある場合はこの要請書により、通知する。

(2) 実施目的

実施要領に記載のとおり、1次審査（デモンストレーション、質疑応答）の実施目的は、提案者からの本提案について、局が求める機能要求水準に達しているか、提案内容を実現できるか（エビデンスの確認等）といった正誤性を確認し、適正な審査を行うために実施するものである。

(3) 実施日時

実施要領に記載のとおり、令和7年1月中旬から令和7年2月上旬までの実施を予定しているが、あくまで予定であることに留意すること。また、想定として、1日終日（9時00分から17時00分：間1時間の休憩あり）で終わることを目指しているが、終わることができなかった場合は、複数日にかけて実施する可能性があることに注意すること。

実施日時の指定に際しては、提案者に対し、局より連絡し、事前調整を図るものとするが、提案者の希望に沿うことができない場合が高く、局の権限により、実施日時を指定することが考えられる。その場合は、「1次審査参加要請書（様式第14号）」で指定された要請内容に従わなければならないこととする。

(4) 実施場所

実施要領に記載のとおり、実施場所は、高岡市上下水道局内を予定しているが、あくまで予定であることに留意すること。

(5) 出席人数

実施要領に記載のとおり、最大5人までとし、電話やビデオ通話等による遠隔での参加は認めないこととする。

出席者に関しては、「参加表明書（様式第3号）」に記載の担当者及び本提案で提案するプロジェクトリーダーの2名は、必ず出席すること。また、その他出席者に関しては、パッケージソフトウェア（上下水道料金システム）に精通した者や、本提案に関して、十分な説明ができる者を選抜し、臨むこと。

(6) 機材等

実施要領に記載のとおり、大型液晶ディスプレイ及びHDMIケーブルは、局が用意する。その他必要な物がある場合は、提案者が必要に応じて、用意すること。また、会場などの変更により、用意できる機材等が変わった場合、「1次審査参加要請書（様式第14号）」にて、通知する。

(7) 審査方法

実施要領に記載のとおり、デモンストレーションをとおして、局の求める仕様書等で定める水準を満たしているか、確認を行う。提案者は、パッケージソフトウェア（上下水道料金システム）を操作し、委員会の指示に従い、再現（提示）することが主となる。また、標準機能等である場合、実際の画面を通して、確認をすることとなるが、カスタマイズや今後新たに組み込む等といった新規構築する場合、デモンストレーション時には、再現（提示）できない場合が想定される。その場合は、現行パッケージソフトウェア（上下水道料金システム）の現行画面に補足するイメージで、口頭の説明を行うこと。なお、口頭での説明をもってしても、委員会が不確実であると判断した場合は、要求水準を満たしていないこととなり、減点対象等（最悪の場合資格喪失）となりうることから、特に注意すること。

パッケージソフトウェア（上下水道料金システム）に係る、局が求める仕様書等以外の部分（+α標準機能、サービス等）に関しては、要求水準以上の機能であるため、委員会は、具体性を確認する。提案者は、委員会の指示に従い、再現（提示）又は説明すること。

その他、企画提案書等に関する事項については、委員会は実現性の無い提案でないかのエビデンス（証拠）の確認をする。提案者は、委員会の指示に従い、十分な説明をすること。

(8) 追加質疑

実施要領に記載のとおり、1次審査（デモンストレーション、質疑応答）実施後、委員会より、E-mailにて追加で、質疑応答を行う場合がある。提案者は、追加の質疑があった場合は、指示に従い応答すること。

## 7. 2次審査（プレゼンテーション、ヒアリング）の詳細

提案者は、「2次審査」について、実施要領の定めに加え、次のことに留意すること。

(1) 通知方法

実施要領に記載のとおり、「2次審査参加要請書（様式第15号）」にて、企画提案書等の内容のプレゼンテーション実施の要請を行う。また、実施要領及び提案依頼書に加えて、通知すべき内容がある場合はこの要請書により、通知する。

(2) 実施日時

実施要領に記載のとおり、令和7年2月中旬から令和7年3月上旬までの実施を予定しているが、あくまで予定であることに留意すること。また、想定として、1日3～4時間程度（集合から退出まで：間約90分のプレゼンテーション時間含む）で終わることを目指している。

実施日時の指定に際しては、提案者に対し、局より連絡し、事前調整を図るものとするが、提案者の希望に沿うことができない場合が高く、局の権限により、実施日時を指定することが考えられる。その場合は、「2次審査参加要請書（様式第15号）」で指定された要請内容に従わなければならないこととする。

(3) 実施場所

実施要領に記載のとおり、実施場所は、高岡市上下水道局内を予定しているが、あくまで予定であることに留意すること。

(4) 出席人数

実施要領に記載のとおり、最大5人までとし、電話やビデオ通話等による遠隔での参加は認めないこととする。

出席者に関しては、「参加表明書（様式第3号）」に記載の担当者及び本提案で提案するプロジェクトリーダーの2名は、必ず出席すること。また、その他出席者に関しては、パッケージソフトウェア（上下水道料金システム）に精通した者や、本提案に関して、十分な説明ができる者を選抜し、臨むこと。

(5) 機材等

実施要領に記載のとおり、大型液晶ディスプレイ及びHDMIケーブルは、局が用意する。その他必要な物がある場合は、提案者が必要に応じて、用意すること。また、会場などの変更により、用意できる機材等が変わった場合、「2次審査参加要請書（様式第15号）」にて、通知する。